

平成30年5月23日

生徒・保護者 様

倉吉東高等学校 企画推進部

日本学生支援機構給付奨学金の申込みについて（追加連絡）

日本学生支援機構給付奨学金については、今年から資産要件が導入されました。応募を希望される方は申し込み資格を確認した後、必要な証明書を添付して申し込んでください。

申込資格： ①家計支持者が住民税非課税の人
②家計支持者が生活保護を受給している人
③社会的擁護を必要とする人

資産の基準額（本人及び家計支持者（原則として父母）の資産の合計額）：

①は、家計支持者2名の場合は2,000万円以下、1名の場合は1,250万円以下
②は、申告不要
③は、本人の資産が1,250万円以下

資産とは、預貯金、有価証券、投資信託、現金、貴金属等、負債です。
預貯金、有価証券、投資信託、現金、貴金属等の資産の合計が基準額を超えている場合は、負債分の金額を相殺した（差し引いた）金額を申告することができます。

注 意：①は、家計支持者が30年度の所得証明書の市町民税の所得割額が0円と明記されている、あるいは生活保護を受給している人
平成30年度の（非）課税証明書を提出してください。
②は、家計支持者全員の氏名が掲載された生活保護受給証明書を提出してください。
③は、児童養護施設等に入所中または里親の養育を受けている人

5月29日（火）16時より面談室にて説明会を実施します。申請を希望する人は必ず参加してください。30分程度を予定しています。

この新たな資産基準によりこの給付奨学金に申し込みができなくなった生徒で、校内締め切りは過ぎているが各団体の締め切りには間に合う奨学金に応募を急遽希望する生徒は、速やかに担任まで申し出てください。

校内で選考委員会が必要な奨学金や学校の人数枠がある奨学金、学校がとりまとめて申請する奨学金については、従来通り校内締め切りを遵守してください。